

○ 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和 60 年 4 月 26 日付け 60 構改D第 302 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 趣 旨</p> <p>農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の大宗は土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、土地改良区の実管理体制が脆弱化しつつある。</p> <p>一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。また、近年においては、農業水利施設の老朽化や気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備、突発事故や異常気象等非常時の対応に対する国民意識の一層の高まりなど防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきた。</p> <p>このような情勢に鑑み、地区内の的確な用排水管理を行うため、国営事業完了予定地区において、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）の水管理施設の操作技術の習熟と操作体制の整備を図る国営造成施設管理体制整備促進事業（以下「事業」という。）を実施し、国営造成施設の管理の適正化に資するものとする。</p>	<p>第1 趣 旨</p> <p>農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の大宗は土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、土地改良区の実管理体制が脆弱化しつつある。</p> <p>一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。また、近年においては、農業水利施設の老朽化や気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備、突発事故や異常気象等非常時の対応に対する国民意識の一層の高まりなど防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきた。</p> <p>このような情勢にかんがみ、地区内の的確な用排水管理を行うため、国営事業完了予定地区において、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）の水管理施設の操作技術の習熟と操作体制の整備を図り、また、地域住民が享受している多面的機能の発揮等のためには、地域住民、NPO等をはじめとする多様な主体の参画を促しつつ、管理参画の組織化、地域における施設管理の役割分担を明確化する</p>

改正後	現行
<p data-bbox="235 1023 434 1050">第2 事業の内容</p> <p data-bbox="264 1121 1079 1342"><u>1 本事業</u>は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している地区のうち次に掲げる要件を満たすものについて、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区に委託し、国の指導のもとに操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進するものとする。</p>	<p data-bbox="1160 252 1957 715"><u>ための施設管理協定の締結等により非農家の管理参画の枠組みを構築するとともに、各土地改良区間で情報を共有・交換し、研究し合うことや連携して活動・整備を図るネットワーク作りを進める。さらに、予防保全・省エネルギー化対策を実施して施設機能の適切な維持保全、長寿命化及び省エネルギー化を図り、維持管理コストを縮減することや、水管理に係る担い手の育成・確保及び突発事故、異常気象等非常時に対応するための検討が必要であり、このような取組を定着させる観点から、都道府県と市町村が連携し土地改良区等の管理体制の整備を図る国営造成施設管理体制整備促進事業（以下「事業」という。）を実施し、国営造成施設の管理の適正化に資するものとする。</u></p> <p data-bbox="1160 735 1957 956"><u>加えて、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダム（以下「ダム」という。）において洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の整備や、治水対策として行われる事前放流等利水を目的とした施設管理の範疇を超えた取組について支援し、ダムにおける洪水調節機能の発揮に資するものとする。</u></p> <p data-bbox="1108 1023 1308 1050">第2 事業の内容</p> <p data-bbox="1137 1074 1355 1101"><u>1 操作体制整備型</u></p> <p data-bbox="1144 1121 1957 1390"><u>(1) 操作体制整備型</u>は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している地区のうち次に掲げる要件を満たすものについて、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区に委託し、国の指導のもとに操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(1) ~ (3)</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>①~③</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>2 管理体制整備型</u></p> <p><u>(1) 管理体制整備型は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手の育成・確保等に対応した管理体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動（以下「計画推進事業」という。）</u></p> <p><u>② 管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という。）</u></p> <p><u>(2) 計画推進事業のうち、管理体制整備計画の更新（新たな施設を対象とする場合においては、当該計画の策定又は変更）（以下「計画更新活動」という。）については、地域における適正な管理水準、適正な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組並びにこれらを定着させるための方策等を明らかにするとともに、当該管理体制整備計画について、これを毎年度の取組の実施状況を踏まえて適切に更新するものとする。</u></p> <p><u>また、管理体制整備の推進活動（以下「推進活動」という。）については、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置するものとする。なお、当該協議会は関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、国、都道府県土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。</u></p> <p><u>(3) 事業実施期間は、令和4年度までとする。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(削る。)</p> <p>第3 事業主体</p> <p><u>本事業の事業主体(以下「事業者」という。)</u>は、対象地区の水管理施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>3 洪水調節機能強化緊急対応型</u></p> <p><u>洪水調節機能強化緊急対応型は、国営土地改良事業により一級水系に造成された土地改良区等が管理しているダムにおいて行う次に掲げる取組の実施を通じて、ダムの洪水調節機能の発揮を図るものとする。なお、洪水調節機能強化緊急対応型は、一級水系に造成されたダムにおいて、令和2年の出水期から洪水調節機能の発揮を図る必要があることから、緊急的に実施するものである。</u></p> <p><u>(1) 洪水調節機能を付加・強化するため、河川管理者等と締結した治水協定等(以下「協定等」という。)に基づく体制の構築等に係る取組(以下「基礎的取組」という。)</u>。</p> <p><u>(2) 協定等に基づき実施する事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超えた取組(以下「追加的取組」という。)</u>。</p> <p><u>(3) 事業実施期間は、令和2年度限りとする。</u></p> <p>第3 事業主体</p> <p><u>1 操作体制整備型</u>の事業主体は、対象地区の水管理施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。</p> <p><u>2 管理体制整備型の事業主体は、計画推進事業のうち、計画更新活動にあつては都道府県、推進活動及び支援事業にあつては都道府県又は市町村とする。ただし、支援事業のうち、予防保全・省エネルギー化対策にあつては都道府県、市町村又は土地改良区等とする。</u></p> <p><u>3 洪水調節機能強化緊急対応型の事業主体は、対象となるダムを管理する土地改良区等とする。</u></p>

改正後	現行
<p>第4 事業の申請</p> <p><u>1 事業者が本事業を実施しようとするとき</u>は、国営土地改良事業所等（国営土地改良事業を実施する事務所または事業所をいう。以下同じ。）と十分協議の上、事業採択申請書を都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。</p> <p><u>2 事業者</u>は、事業の実施に当たって国営土地改良事業所等の長と当該造成施設の操作委託協定を締結するとともに、<u>事業実施計画</u>を作成するものとする。</p> <p><u>3 知事</u>は、<u>事業者</u>から、当該事業を実施したい旨の申請があったときは、<u>事業実施計画書</u>を承認したものについて、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、当該計画書を添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。</p> <p>（削る。）</p>	<p>第4 事業の申請</p> <p><u>1 操作体制整備型</u></p> <p><u>(1) 操作体制整備型を実施しようとする市町村又は土地改良区等（以下「操作型事業者」という。）</u>は、国営土地改良事業所等（国営土地改良事業を実施する事務所または事業所をいう。以下同じ。）と十分協議の上、事業採択申請書を都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。</p> <p><u>(2) 操作型事業者</u>は、事業の実施に当たって国営土地改良事業所等の長と当該造成施設の操作委託協定を締結するとともに、<u>操作体制実施計画</u>を作成するものとする。</p> <p><u>(3) 知事</u>は、<u>操作型事業者</u>から、当該事業を実施したい旨の申請があったときは、<u>操作体制実施計画書</u>を承認したものについて、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、当該計画書を添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。</p> <p><u>2 管理体制整備型</u></p> <p><u>(1) 計画更新活動を実施しようとする都道府県並びに推進活動及び支援事業を実施しようとする都道府県又は市町村（予防保全・省エネルギー化対策を実施しようとする土地改良区等を含む。第4の2の(4)及び第7の2において同じ。）</u>は、<u>関係市町村及び関係土地改良区等と十分協議の上、管理体制実施計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>(2) 推進活動及び支援事業を実施しようとする市町村にあっては、管理体制実施計画書を添えて事業採択申請書を知事に提出するものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>(削る。)</p>	<p><u>(3) 支援事業のうち、予防保全・省エネルギー化対策を実施しようとする土地改良区等においては、管理体制実施計画書を添えて事業採択申請書を当該支援事業の事業主体の長である知事又は市町村長に提出するものとする。また、この申請を受けた市町村は当該事業採択申請書を知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 知事は、都道府県が計画推進事業及び支援事業を実施しようとするとき、又は推進活動及び支援事業を実施しようとする市町村から事業を実施したい旨の申請があり、これを適当と認めるときは、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、管理体制実施計画書を添えて地方農政局長（北海道においては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。</u></p> <p>3. 洪水調節機能強化緊急対応型</p> <p><u>(1) 洪水調節機能強化緊急対応型を実施しようとする土地改良区等は、関係都道府県、市町村、河川管理者等と十分協議の上、洪水調節機能強化実施計画書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(2) 土地改良区等は、洪水調節機能強化緊急対応型を実施しようとするときは、事業採択申請書を作成し、洪水調節機能強化実施計画書を添えて、対象となるダムが存する都道府県の長である知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 知事は、土地改良区等から当該事業実施の申請があった場合は、洪水調節機能強化実施計画書を承認したものについて、令和2年10月末日までに事業採択申請書を作成し、洪水調節機能強化実施計画書を添えて地方農政局長（北海道においては北海道開発局長を経由して農村振興局</u></p>

改正後	現行
<p>第5 計画の変更</p> <p><u>1</u> <u>事業者</u>は、<u>事業実施計画</u>を変更する場合には、変更後の計画を作成のうえ知事の承認を受けるものとする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 指導推進</p> <p><u>1</u> 都道府県は、<u>事業者</u>に対して、<u>事業実施計画</u>の作成<u>及び</u>事業の円滑な推進を図るために必要な技術指導その他の援助を行うものとする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)に提出するものとする。</u></p> <p>第5 計画の変更</p> <p><u>1 操作体制整備型</u></p> <p><u>(1) 操作型事業者</u>は、<u>操作体制実施計画</u>を変更する場合には、変更後の計画を作成のうえ知事の承認を受けるものとする。</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>2 管理体制整備型</u></p> <p><u>管理体制実施計画を変更する場合は、事業の申請と同様の手続を行うものとする。</u></p> <p><u>3 洪水調節機能強化緊急対応型</u></p> <p><u>洪水調節機能強化実施計画書を変更する場合は、事業の申請と同様の手続を行うものとする。</u></p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 指導推進</p> <p><u>1 操作体制整備型</u></p> <p><u>(1) 都道府県は、操作型事業者</u>に対して、<u>操作体制実施計画</u>の作成<u>並びに</u>事業の円滑な推進を図るために必要な技術指導その他の援助を行うものとする。</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>2 管理体制整備型</u></p> <p><u>(1) 都道府県は、市町村に対して、管理体制実施計画の作成、事業の円滑</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(削る。)</p> <p>第8 補 助</p> <p>国は、<u>本事業</u>の実施に要する経費のうち、別表に掲げる事業費につき都道府県が市町村及び土地改良区等に補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において都道府県に補助するものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>な推進を図るために必要な技術指導その他の援助を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 都道府県及び市町村は、管理体制整備型の実施に当たっては、その円滑な推進を図るため、土地改良区等と密接な連携を図るものとする。</u></p> <p><u>3 洪水調節機能強化緊急対応型</u></p> <p><u>都道府県は、事業の円滑な推進を図るため、市町村及び土地改良区等と密接な連携を図るものとする。</u></p> <p>第8 補 助</p> <p><u>1 国は、<u>操作体制整備型</u>の実施に要する経費のうち、別表の<u>操作体制整備型の欄</u>に掲げる事業費につき都道府県が市町村及び土地改良区等に補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において都道府県に補助するものとする。</u></p> <p><u>2 国は、<u>管理体制整備型の実施に要する経費のうち、別表の管理体制整備型の欄</u>に掲げる事業費につき都道府県が事業の実施に必要な経費、都道府県が市町村又は土地改良区等に対し補助するのに必要な経費及び都道府県が土地改良区等に補助する市町村に対し補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において都道府県に対し補助するものとする。</u></p> <p><u>3 国は、<u>洪水調節機能強化緊急対応型の実施に要する経費のうち、都道府県が土地改良区等に補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において都道府県に補助するものとする。</u></u></p> <p><u>4 <u>洪水調節機能強化緊急対応型</u>について、第4の3、第5の3及び第6に掲げる規定によらず、これを施行することができる。この場合において、<u>洪水調節機能強化緊急対応型と認めるものは、写真その他の証拠書類等に</u></u></p>

改 正 後	現 行
<p>第9 報 告</p> <p><u>1</u> <u>事業者</u>は、知事に毎年度事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p><u>2</u> 知事は、<u>1</u>の規定により<u>事業者</u>から報告を受けたときは、地方農政局長等に事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>よって、必要経費の精算等が確認できるものに限るものとする。</u></p> <p>第9 報 告</p> <p><u>1</u> <u>操作体制整備型</u></p> <p><u>(1)</u> <u>操作型事業者</u>は、知事に毎年度事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 知事は、<u>(1)</u>の規定により<u>操作型事業者</u>から報告を受けたときは、地方農政局長等に事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p><u>2</u> <u>管理体制整備型</u></p> <p><u>(1)</u> <u>支援事業のうち予防保全・省エネルギー化対策を実施する土地改良区等は、当該支援事業の実施主体の長である知事又は市町村長に実施結果を報告するものとする。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>市町村は、知事に毎年度事業の実施結果を報告するとともに、(1)の土地改良区等から報告を受けたときは、併せてこれを報告するものとする。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>知事は、地方農政局長等に、都道府県が行った事業の実施結果を報告するとともに、(1)の土地改良区等から報告を受けたとき、又は(2)の市町村から報告を受けたときは、併せてこれを報告するものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>洪水調節機能強化緊急対応型</u></p> <p><u>(1)</u> <u>土地改良区等は、知事に事業の実施結果を報告するものとする。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>知事は、(1)の規定により土地改良区等から報告を受けたときは、地方農政局長等に事業の実施結果を報告するものとする。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>第10 (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第10 (略)</p> <p><u>第11 その他</u></p> <p><u>平成30年度に実施する管理体制整備型の事業採択申請書及び管理体制</u> <u>実施計画変更手続報告書の提出期限は、第4の規定にかかわらず、平成30</u> <u>年10月末日とする。</u></p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

改正後	現行					
<p>別表（第8関係）</p> <p><u>事業費</u></p> <p>① <u>操作運転費</u></p> <p>② <u>点検整備費</u></p> <p>③ <u>機械器具費</u></p>	<p>別表（第8関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 288 1458 363"><u>操作体制整備型</u></th> <th data-bbox="1458 288 1899 363"><u>管理体制整備型</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 363 1458 604"> <p><u>事業費</u></p> <p>① <u>操作運転費</u></p> <p>② <u>点検整備費</u></p> <p>③ <u>機械器具費</u></p> </td> <td data-bbox="1458 363 1899 604"> <p><u>事業費</u></p> <p>① <u>管理体制整備計画更新（策定）費</u></p> <p>② <u>管理体制整備推進活動費</u></p> <p>③ <u>管理体制整備強化支援費</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		<u>操作体制整備型</u>	<u>管理体制整備型</u>	<p><u>事業費</u></p> <p>① <u>操作運転費</u></p> <p>② <u>点検整備費</u></p> <p>③ <u>機械器具費</u></p>	<p><u>事業費</u></p> <p>① <u>管理体制整備計画更新（策定）費</u></p> <p>② <u>管理体制整備推進活動費</u></p> <p>③ <u>管理体制整備強化支援費</u></p>
<u>操作体制整備型</u>	<u>管理体制整備型</u>					
<p><u>事業費</u></p> <p>① <u>操作運転費</u></p> <p>② <u>点検整備費</u></p> <p>③ <u>機械器具費</u></p>	<p><u>事業費</u></p> <p>① <u>管理体制整備計画更新（策定）費</u></p> <p>② <u>管理体制整備推進活動費</u></p> <p>③ <u>管理体制整備強化支援費</u></p>					

国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱

昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知
令和5年4月1日付け4農振第2551号農林水産事務次官依命通知最終改正

各地方農政局長
北海道開発局長
農林水産事務次官から 北海道知事 あて
沖縄総合開発局長

第1 趣旨

農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の大宗は土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、土地改良区の実管理体制が脆弱化しつつある。一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。また、近年においては、農業水利施設の老朽化や気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備、突発事故や異常気象等非常時の対応に対する国民意識の一層の高まりなど防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきた。

このような情勢に鑑み、地区内の的確な用排水管理を行うため、国営事業完了予定地区において、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）の水管理施設の操作技術の習熟と操作体制の整備を図る国営造成施設管理体制整備促進事業（以下「事業」という。）を実施し、国営造成施設の管理の適正化に資するものとする。

第2 事業の内容

- 1 本事業は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している地区のうち次に掲げる要件を満たすものについて、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区に委託し、国の指導のもとに操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進するものとする。
 - (1) 予定管理者が市町村又は土地改良区等である施設が存すること。

- (2) 複数の農業用排水施設を監視制御するために必要な子局をもつ水管理施設が整備されていること。
 - (3) 水管理施設により配水操作が行われる受益面積がおおむね1,000ha（畑を受益とする地区にあっては300ha）以上であること。
- 2 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了前2年間とする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、対象地区の水管理施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。

第4 事業の申請

- 1 本事業を実施しようとする市町村又は土地改良区等（以下「事業者」という。）は、国営土地改良事業所等（国営土地改良事業を実施する事務所または事業所をいう。以下同じ。）と十分協議の上、事業採択申請書を都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
- 2 事業者は、事業の実施に当たって国営土地改良事業所等の長と当該造成施設の操作委託協定を締結するとともに、事業実施計画を作成するものとする。
- 3 知事は、事業者から、当該事業を実施したい旨の申請があったときは、操作体制実施計画書を承認したものについて、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、当該計画書を添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

第5 計画の変更

- 1 事業者は、事業実施計画を変更する場合には、変更後の計画を作成のうえ知事の承認を受けるものとする。
- 2 知事は、変更計画を承認した場合には、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）へ報告するものとする。

第6 事業の採択

- 1 地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、第4の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において、当該事業に国庫補助金を交付して、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して知事）に通知するものとする。
- 2 知事は、1の規定による市町村又は土地改良区等が事業を実施しようとするものに関し

通知を受けたときは、遅滞なくその旨を市町村又は土地改良区等に通知するものとする。

第7 指導推進

- 1 都道府県は、事業者に対して、事業実施計画の作成及び事業の円滑な推進を図るために必要な技術指導その他の援助を行うものとする。
- 2 国は、国営土地改良事業所等、地方農政局土地改良技術事務所、土地改良調査管理事務所、北海道開発局開発建設部又は沖縄総合事務局農林水産部を通じて、市町村又は土地改良区等に対して、事業の円滑な推進を図るために必要な技術指導を行うものとする。

第8 補助

国は、本事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる事業費につき都道府県が市町村及び土地改良区等に補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において都道府県に補助するものとする。

第9 報告

- 1 事業者は、知事に毎年度事業の実施結果を報告するものとする。
- 2 知事は、1の規定により事業者から報告を受けたときは、地方農政局長等に事業の実施結果を報告するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8 關係）

事業費

- ① 操作運転費
- ② 点檢整備費
- ③ 機械器具費